

五城目町地域活性化支援センター設置条例施行規則に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 五城目町地域活性化支援センター設置条例施行規則（平成25年五城目町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者資格要件等)

第2条 五城目町地域活性化支援センター設置条例（平成25年五城目町条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2項第5号に定める町長が必要と認める要件とは、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 風俗営業、性風俗特殊営業、その他風俗上好ましくない事業等を目的として施設を使用すること。
- (2) 政治的・宗教的活動を目的として施設を使用すること。
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体及び個人が施設を使用すること。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。